

## 第16章 貿易管理・為替管理<sup>33</sup>

### 1. 輸入規制

#### (1) 管轄官庁

経済省（Ministry of Economy）の The General Directorate of Imports が管轄官庁である。ただし、技術調整基準に関しては経済省の輸入総局、知的財産権に関しては税関・商業省の輸入局が管轄である。

#### (2) 輸入品目規制

関係省庁の許可が必要な品目として、医薬品や殺虫剤がある。麻薬、蚕卵、農業用原料、賭博ゲーム機器、法が定める一部ブランドなどの商標及び製品、偽ブランド商品、一部塗料用品、産業廃棄物及び一部の化学物質の輸入を禁止している。

1996年に輸入ライセンス制度が廃止されて以来、輸入は原則自由である。ただし、特別法で輸入が禁止、許可されていない品目は対象とはならない。なお、医薬品や家畜用医薬品、殺虫剤などは特別許可品目として指定されている。その他、輸入に際して条件が付けられているものがある。また、中古医療機器の輸入は、2011年6月7日付け官報 27957号で禁止された。

バーゼル合意に準拠して、環境・都市計画省は産業廃棄物、一部の化学物質の輸入を禁止している。また、麻薬、蚕卵、農業に用いられる土、葉、軸、茎、自然肥料、一部の賭博ゲーム機器（ルーレット、ピンボールなど）、The International Contracts on the Industrial Ownership（1930年）、及びハーグ改正（1925年）、パリ合意（1883年）に準拠した一部ブランドなどの商標及び製品、偽ブランド商品、一部の塗料も輸入が禁止されている。

2005年1月に、繊維産業で用いる化学染料、オゾン層の保存に関する「ウィーン条約」「モントリオール宣言」に反するもの、化学兵器などが輸入禁止及び特別許可品目として追加されている。

#### (3) 輸入品目認可申請

2012年以降、輸出入商品の安全・品質管理向上と手続き短縮のためのオンライン申請システム TAREKS（Risk-Based Trade Control System）が発効した。認可申請先などその他の手続きに変更はないが、認可申請先は定期的に変更される可能性があるため、注意を要する。

---

<sup>33</sup> 本章では、JETRO 公表内容に基づき、トルコの貿易管理・為替管理の状況について解説を行っている。

図表 56 輸入品目認可申請先

産品	認可申請先
工業製品	トルコ規格院(TSE)
テレコム機器、ラジオ、サテライト通信関連機器、医療機器、おもちゃ、建材、苗木など	経済省・製品安全管理局
農産品(生鮮野菜・果物、乾燥果実、豆類、植物油、綿花)	農業・畜産省の食品管理局管轄下にある外国取引基準検査局
燃料、くず金属、バッテリー、アキュムレーターの廃棄物	環境・都市計画省
化学品	保健省
たばこ、アルコール飲料	たばこ・アルコール市場規制局
食肉、魚類、生きた動物	食品・農業・酪農省(但し品目によっては関連研究機関)

(出所) JETRO ウェブサイトより作成

アフターセールスサービスが必要とされる自動車、家電、事務機器、工業機械などの輸入品に関しては、事務所設立あるいは現地代理店によるサービス、スペア・パーツの提供を保証し、科学・工業・技術省の消費者保護・競争局 (General Directorate of Consumer Protection and Competition) から認可を得ることになる。またテレコム機器などに関しては、経済省の製品安全管理局 (General Directorate of Product safety and Control) からの承認が必要とされる。

食品・食器の輸入に関しては、「人体に害が無い」ことが明記された当該省庁の認証を受けた衛生証明書が要求される。しかし日本の厚生労働省のように衛生証明書を発給しない場合は、厚生省が認可した検査機関の証明を受け、厚生省の承認を得るか、関連商工会議所の認可を得た上でトルコ大使館商務部の認可を受ければ、輸入は可能となる場合もある。しかし「人体に害が無い」ことを明記する証明を受けることは、現状では実質的に不可能とされる。

一部の繊維・衣類製品の輸入品に関しては、2009年11月より AZO 検査が開始された (2011年12月31日付官報 28159号のコミュニケ (2012/15))。生産国での AZO 検査合格書類を提示しても実施されるケースがあり、トルコ側で不合格となった場合には商品の廃棄処理、若しくは返品を選択できる。

#### (4) 輸入地域規制

輸入先に関する規制はない。ただし国連制裁には準拠する。また、食肉に関しては牛海綿状脳症 (BSE) 発生国からの牛肉輸入を禁止するなど、国別の措置を実施している。

#### (5) 輸入関連法

第 2976 号外国貿易の調整に関する法が主な法令である。また、毎年年度末に改定交付される輸入枠組みに係る政令 (Import Regime Decree) についても関連法令である。

輸入枠組みに係る政令では、製品を以下の6つのカテゴリーに分類している。

- ・ リスト1. 農産物
- ・ リスト2. 工業製品
- ・ リスト3. 農業加工品
- ・ リスト4. 魚介類及びその加工品
- ・ リスト5. 一時的な関税免除製品 (Suspension List)
- ・ リスト6. 民間航空機及び関連品

また、輸入枠組みに係る政令における国別の分類は以下のとおりである。

- ・ EU：関税同盟による特惠関税適用には A.TR movement certificate が必要。
- ・ EFTA：FTA による特惠関税適用には EUR.1 movement certificate が必要。
- ・ FTA 締結国：FTA による特惠関税適用には EUR.1 movement certificate が必要。
- ・ GSP 諸国<sup>34</sup>：特惠関税適用には原産地証明 Form A が必要。

#### (6) 輸入管理の動向

関連制度としては、輸入業者登録制度、輸入に係るセーフガード及び監視政令、輸入保護規定、商業権保護規定等があげられる。

トルコのセーフガードは、WTO 非加盟国に対する「特定国産品の輸入に係るセーフガード措置と監視に係る規定」、WTO 加盟国に対する「輸入における保護措置規定」と「輸入における監視実施規定」の2つの法令に依拠している。また、トルコ商業権保護規定が1995年12月31日に発効している。また、2004年5月に発効した輸入セーフガード規制によって、「輸入セーフガード評価評議会」が設置されている。なお、アンチダンピング税は、WTO との協定に従い適用される。

#### (7) 輸出品目規制

図表 57 規制対象の輸入品目

区分	品目
輸出禁止品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化及び自然遺産</li> <li>・ インド大麻</li> <li>・ タバコの種及び苗木</li> <li>・ 輸出許可が必要な品目リストに掲載されていないあらゆる猟の獲物と野生動物(生死にかかわらず、一部あるいは加工品の場合も含む)</li> <li>・ くるみ、くわ、さくらんぼ、なし、すもも、イチイ、トネリコ、ニレ、シナノキの幹・丸太・材木、厚板等</li> <li>・ 輸出が禁止されている野生花の球根</li> </ul>

<sup>34</sup> ベラルーシ、日本、カナダ、ロシア、ウクライナ、ニュージーランド

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薪及び炭</li> <li>・ ソゴウコウノキ（蘇合香）</li> <li>・ サワグルミ属の植物(pterocarya carpinifolia)</li> <li>・ ダッチャ産ナツメヤシ(Phoenix the ophrasti crenter)</li> <li>・ オリーブ、イチジク、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ、ブドウの苗木(それぞれ登記済且つ国有種リストとして公表されている種類で、国内で公認されたもの以外)</li> <li>・ 蘭(サレップ、あらゆる形式)</li> </ul>
要許可品目	<p>法令により、監督官庁からの許認可を必要とする下記品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督対象の軍用機器、軍用品及びスペアパーツ、軍用爆発物及び関連技術</li> <li>・ アヘンとハシシの実</li> <li>・ 麻葉</li> <li>・ 危険廃棄物の国外輸送と除去の監督に関するバーゼル契約書の範囲の物質</li> <li>・ 生死に係らずイノシシ、オオカミ、ジャッカルの、キツネ、イタチ、アナグマ、蛇、亀、トカゲ及び同動物を使用した既製服</li> <li>・ 肥料(化学肥料以外)</li> <li>・ 種(森林の木々の種とその他の栽培材料以外)</li> <li>・ アンゴラ・ヤギ</li> <li>・ 漁獲が完全に禁止されている水産物</li> <li>・ 競走馬</li> <li>・ 飼料法の範囲の飼料</li> <li>・ 動物用注射</li> <li>・ 輸出割当又は規制対象の野生花の球根</li> <li>・ 飼育用動物</li> <li>・ 野生のキノコ(EU 諸国への輸出のみ)大西洋産黒マグロ(生魚、新鮮冷蔵、冷凍、加工)</li> <li>・ 原子力及び原子力二重用途製品のうち規則対象の物品</li> <li>・ ミサイル制御技術体制に係る備品、ソフトウェア、関連材料</li> <li>・ 砂糖</li> <li>・ 森林の木々の種とその他の栽培材料</li> <li>・ 第 21-87/12028 号決議に基づく爆発物質(軍兵器と軍用品以外)</li> <li>・ オリーブの苗(登記済且つ国有種リストとして公表されている種類で、国内で公認されたもの)</li> <li>・ ワッセナー・アレンジメント軍用品リストの範囲の材料</li> <li>・ 葉タバコ、タバコくず</li> </ul>
管理品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格安定基金課徴金の対象となる品目</li> <li>・ 二国間協定で決められた特別会計枠内での輸出品目</li> <li>・ ロシアからの天然ガス輸入に対するバーター輸出</li> <li>・ 特定国より輸出割当を貸された商品、その他、オリーブ油、カンゾウの根、鋼管・鋼板、大理石、セメント、ピスタチオ、穀物</li> <li>・ その他法令に記載の品目及び価格安定基金課徴金の対象となる品目</li> </ul>

(出所) JETRO ウェブサイトより作成

## 2. 輸出管理

### (1) 輸出地域規制

輸出先に関する規制はないが、国連制裁には準拠する。また、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により、同議定書に調印していない国への規制対象物質の輸出を禁じている。

### (2) 輸出関連法

輸出枠組みに係る政令及び規制（1996）、輸出コミュニケ(1996)、輸出及び関税割り当てに係る政令（1995）、輸出加工制度に係る政令（1995）、輸出制度の決議(1995)、輸出規則（2006）、オゾン層を希薄化物質の輸出に関する公報（2014/1）、海・空輸機への輸出搭載（政令 2013/2）が主たる関連法規である。

### (3) 輸出業者の資格規制

トルコで輸出を行う資格を持つのは、経済省管轄下にある輸出業者連合（Exporters' Union）に加盟する a)納税者番号を持つ個人あるいは法人（輸出で取り扱う分野を商業登記に明記していること）、b)商工業組合に加盟する商工業者、c)合弁企業、d)コンソーシアムのいずれかに限られる。

### (4) 輸出管理の動向

1996年1月1日のEUとの関税同盟により、トルコの輸出制度は段階的にEUの輸出制度と合致しつつある。すべての商品の輸出はトルコ輸出制度の枠内で自由に行うことができるが、若干の品目規制及び輸出業者の資格規制がある。1987年設立のトルコ輸出入銀行（Turk Eximbank）は、輸出比率や競争力の高い業界向けに融資や信用保証を行っている。

輸出の形態による規制としては、a)輸出信用による輸出、b)仲介輸出、c)委託輸出、d)仮輸出があげられ、経済省あるいは関連指定機関に申請、許可を得る必要がある。

申請先としては関税局（特別措置不要の輸出、要登録輸出、通貨貿易）、輸出業者組合（信用貸輸出、委託輸出、見返購入での輸出）、輸出総局（商業貸貸による輸出）などがあげられる。

### 3. 為替管理

#### (1) 為替管理制度

2001年2月の金融危機後、トルコの為替管理制度は、中央銀行が基準為替レートを変更する制度であるクローリング・ペッグ制から変動相場制へ移行した。これに伴い、中央銀行は、為替の変動幅が経済に悪影響を及ぼさない限り、市場に介入しないことを原則としている。

#### (2) 貿易取引における決済手段

支払方法は信用状、現金、信用供与などを用いることができる。輸入に係る決済などは税関・商業省の管轄下に置かれている。2009年3月10日以降、金融機関は自由に決済通貨を選択できるようになった。この結果、指定受領通貨に係る制限は撤廃され、各国との合意に基づき、各国通貨での決済が可能となった。

#### (3) 貿易外取引

OECD 貿易外取引自由法に準拠している。外国投資奨励に係る認可を受けていれば、特許権、ノウハウなどのロイヤルティ契約に関して規制は受けない。自国保険主義と呼ばれるものはないが、輸出貨物にはトルコの保険会社が付保するのが慣例となっている。また、輸出入取引や無形財産に関する取引を除く5万ドル以上の対外取引に関して、銀行及び金融機関は30日以内に中銀に報告する必要がある。旅行者は、トルコへの入国時に申告した場合に限り、最大5,000ドル（あるいは同相当の現地通貨）の持ち出しを認められている。

#### (4) 資本取引

##### ① 対内及び対外直接投資に関する規制・許認可

個人、法人が企業を設立する場合に必要なとされた最低投資額の5万ドルは、2003年6月に撤廃された。居住者は最大500万ドル相当を外国（国内フリーゾーンを含む）へ自由に投資できるが、5万ドル以上の投資には税関・商業省の認可が必要となる。また資本移動に関与した銀行は30日以内に財務省に報告する義務がある。

##### ② 証券投資に関する規制・許認可

特段の規制は行われていない。証券取引に係る政令で、非居住者（投資会社を含む）は、居住者にあらゆる種類の証券を売却することが認められている。2010年12月にキャピタルゲインに対する新税制が導入され、あらゆる金融商品から得た利益に対して国内投資家、海外投資家ともに10%の源泉徴収税が課税されるようになった。

### ③ 対外借入・貸出に関する規制・許認可

居住者による対外借入・貸出金額に制限はない。但しプレ・ファイナンス・ローンの期間は18ヵ月。また1年以上の対外クレジットに関する協定は成立後30日以内に税関・商業省に報告する必要がある。

2009年6月、法人向け外貨建て貸出の規制緩和に向け、通貨価値保護法が改正された。これによって、国内銀行は、当該法人の外貨収入の有無にかかわらず、金額が500万ドル以上で期間が1年以上であれば、あらゆる法人に対して、外貨建て資産を担保とする外貨建て融資が可能となった。なお個人は、原則的に外貨関連貸出が禁止されているが、トルコ在住者の場合には輸入・輸出制度に従って外貨建て商品借款を受けることができる。

### ④ 預金勘定取引

居住者、非居住者にかかわらず外貨及び現地通貨建ての預金口座を開設できる。

### ⑤ 利子、配当、利益など対外送金に関する規制・許認可

外国人投資家の利益及び配当は税控除後、国外へ自由に移動させることができる。送金を希望する者は銀行に対しては、a) 財務諸表及び徴収事務所の証明のある納税申告書、b) 納税証明、c) 利益処分表を提出する必要がある。

トルコ外在住者は、各種動産及びその他資本市場商品を、資本市場関連法で指定された銀行及び仲介者を介して購入・売却し、利益及び売却額を自由に送金することが出来る。

外国の投資家は、外国投資局及び財務省に申請することにより、保有する株式がトルコの会社登記簿に登記された外国資本であることを証明し、配当金などの外貨送金を保証する株式証明を取得することができる。この証明により、投資家は中銀又は商業銀行からの円滑な外貨供給を保証されるが、これは為替リスクまでを保証したものではない。

株式については、トルコの国内外を問わず自由に売却できるが、トルコの法人又は個人に売却される場合は、その20～100%が、イスタンブール証券取引所（IMKB）において、適正な市場価格で売買されなければならない。その場合、資本市場評議会（SPK）及び税関・商業省の認証が必要となる。

なお、トルコ国内での活動により得た利益、配当又は株式売却益の全部又は一部を他の分野へ再投資することについて、規制はない。